

農林水産省 告示第四号
国土交通省

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年農林水産省・国土交通省令第二号）第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令（平成二十三年内閣府・農林水産省・国土交通省令第一号）第一項の規定に基づき、農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類を次のように定める。

平成二十三年十一月二十一日

農林水産大臣 鹿野 道彦

国土交通大臣 前田 武志

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対する協議に関する命令第一項の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類

農林水産省・国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第一条及び東日本大震災復興特別区域法第四十八条第三項に規定する農林水産大臣、国土交通大臣等に対

する協議に関する命令（以下「命令」という。）第一項の農林水産大臣及び国土交通大臣が定める書類は、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第四十一条第二項又は第三項の規定により復興整備計画（法第四十六条第一項に規定する復興整備計画をいう。以下同じ。）に記載しようとする次の各号に掲げる変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しの区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）第三十四条第二項又は規則第一条若しくは命令第一項の規定により、当該各号に定める書類の記載事項に相当する事項が、当該復興整備計画、規則第一条の法第四十一条各号に定める事項を記載した書類又は命令第一項の法第四十八条第三項各号に掲げる事項を記載した書類に記載されている場合には、当該相当する事項を次の各号に定める書類の記載事項とみなすことができる。

- 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる変更 同号に定める事項の内容を記載した書類
- 二 法第四十八条第一項第二号に掲げる指定、変更又は廃止 次に掲げる書類
 - イ 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類
 - ロ 都市計画法施行規則第二条第二項各号に掲げる図書に相当する図書
- 三 法第四十八条第一項第三号に掲げる決定又は変更 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第十

四条第一項の総括図、計画図及び計画書に相当する図書

四 法第四十八条第一項第四号に掲げる変更 同号に定める事項を市町村、大字、字、小字及び地番、平面図等により明示して記載した書類

五 法第四十八条第一項第五号に掲げる変更 同号に定める事項を大字、字、小字及び地番、平面図等により、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）については当該農用地区域に含められる土地と当該農用地区域に含められない土地との区別が、農用地区域内にある土地の農業上の用途区分については用途区分を定められる土地が、当該用途区分ごとに明らかとなるように記載した書類

六 法第四十八条第一項第六号に掲げる変更 同号に定める事項を記載した書類

七 法第四十八条第一項第七号に掲げる指定又は解除 同号に定める事項を記載した書類

八 法第四十八条第一項第八号に掲げる指定、変更又は指定の取消し 同号に定める事項を記載した

書類

附 則

この告示は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。